

総社市教育委員会告示第7号

総社市保育士支援金支給要綱（平成29年総社市教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月21日

総社市教育委員会教育長 久山延司

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目を加える。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 保育所等 次に掲げる市内に所在する私立保育所等をいう。 ア及びイ 略 <u>ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園</u> (2)及び(3) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 保育所等 次に掲げる市内に所在する私立保育所等をいう。 ア及びイ 略 (2)及び(3) 略</p>

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。